

立川市予防接種健康被害申請費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、救済給付の申請を行う者に対して、立川市予防接種健康被害申請費助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）の規定により救済給付の申請の際に必要な文書等の作成に係る費用相当分を補填することで、救済給付の申請を行う者の経済的負担を軽減し、もって救済給付を受けやすい環境の整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において救済給付とは、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により市が行う給付をいう。

2 この要綱において定期の予防接種等とは、法第2条第6項に規定する定期の予防接種等をいう。

(対象者)

第3条 助成金を受けることができる者は、市に救済給付の申請をした者であつて、かつ、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 救済給付の申請を市長が受理していること。
- (2) 救済給付申請の際、医療機関又は薬局が作成した受診証明書（以下「受診証明書」という。）が添付されていること。
- (3) 救済給付の申請に係る定期の予防接種等を受けた日が、令和3年2月17日以降であること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、申請の際に取得する受診証明書の1枚当たり4,000円とする。なお、継続認定後の申請についても、同様に助成対象とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、救済給付の申請とともに、予防接種健康被害申請費助成金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、申請するものとする。ただし、令和6年3月31日までに救済給付の申請を行った者にあつては、第1号に掲げる書類の提出は不要とする。

- (1) 受診証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、令和3年2月17日から令和6年3月31日までの間に救済給付の申請をした者は、令和6年9月30日までに助成金の申請を行うものとする。

(交付決定)

第6条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請があった日の翌日から14日以内に助成金の交付又は不交付の決定をし、予防接種健康被害申請費助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知することとする。

(助成金の請求及び交付)

第7条 前条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた申請者は、予防接種健康被害申請費助成金交付請求書（第3号様式）により助成金の交付を請求するものとする。

2 前項の規定による請求があったときは、交付決定を受けた者が指定する口座へ助成金を振り込むことにより、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第8条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、交付決定に付した条件に違反したとき。

(その他)

第9条 市長は、助成金の支払事務において、口座の相違等により振替不能となったとき及び第3条各号に掲げる資格要件の確認について必要があるときは、市が保有する情報を申請者の同意を得て利用することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、保健医療部長が別に定める。